

## 町田市契約における暴力団等排除措置要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、町田市（以下「市」という。）が締結する売買、賃借、請負その他の契約（以下「契約」という。）から暴力団等の介入を排除するための措置について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格業者 町田市契約事務規則（平成14年3月町田市規則第23号）第3条第1項の資格審査システム又は同規則第21条第1項の資格者名簿（以下これらを「資格者名簿等」という。）に登録された者をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号の暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 課長 町田市契約事務規則（平成14年3月町田市規則第23号）第2条第6号の課長をいう。
- (5) 外郭団体 町田市外郭団体監理委員会条例（平成19年3月町田市条例第4号）第2条の外郭団体をいう。

### 第3 有資格業者の審査における排除

市長は、資格者名簿等への登録を希望する者が別表左欄に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当すると認めるときは、資格者名簿等に登録してはならない。

### 第4 入札参加資格停止措置

- 1 市長は、有資格業者が措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、別表右欄に定める期間（以下「入札参加資格停止期間」という。）について、市の契約

から排除する措置（以下「入札参加資格停止措置」という。）を当該有資格業者に対して行うものとする。

2 市長は、前項の入札参加資格停止措置を行うことを決定したときは、入札参加資格停止措置決定通知書（第1号様式）により当該有資格業者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、入札参加資格停止措置を受けた有資格業者（以下「入札参加資格停止業者」という。）を構成員又は組合員（以下これらを「組合員等」という。）として含む共同企業体、事業協同組合等（以下これらを「事業協同組合等」という。）について準用する。

#### 第5 入札参加資格停止措置の解除

1 入札参加資格停止業者は、入札参加資格停止措置を受けることとなった理由が消滅し、かつ、入札参加資格停止期間を経過したことにより、入札参加資格停止措置の解除を希望するときは、入札参加資格停止措置解除申請書（第2号様式）により、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該入札参加資格停止業者が、措置要件のいずれにも該当しないと認めるときは、当該入札参加資格停止措置を解除し、入札参加資格停止措置解除決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により当該入札参加資格停止措置を解除するに当たり、必要があると認めるときは、措置要件のいずれにも該当する事実がないことを証する書面等の提出を求めることができる。

4 前3項の規定は、入札参加資格停止業者を組合員等として含む事業協同組合等について準用する。

#### 第6 勧告

1 市長は、入札参加資格停止措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、必要な措置を行うよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を行うときは、暴力団又は暴力団員等との関係に関する通知書（第4号様式）により、当該有資格業者に通知するものとする。

#### 第7 一般競争入札からの排除

1 市長は、一般競争入札を行うに当たり、入札参加資格停止業者の入札参加資格を認めてはならない。

2 市長は、一般競争入札の参加業者が、契約の締結までの間に入札参加資格停止措置を受けたときは、当該入札参加資格を取り消し、当該入札参加資格停止業者が提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を無効とするものとする。

3 前2項に規定する措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該参加業者に通知するものとする。

5 前各項の規定は、せり売りをを行う場合について準用する。

#### 第8 指名競争入札からの排除

1 市長は、指名競争入札を行うに当たり、入札参加資格停止業者を指名してはならない。

2 市長は、指名を受けた者が、契約の締結までの間に入札参加資格停止措置を受けたときは、当該指名を取り消し、当該入札参加資格停止業者が提出した入札書を無効とするものとする。

3 市長は、前項の規定により指名を取り消したときは、その旨を当該指名業者に通知するものとする。

#### 第9 随意契約の相手方の制限

市長は、入札参加資格停止業者を相手方とする随意契約を締結してはならない。ただし、当該契約の目的及び内容により入札参加資格停止業者を相手方とする随意契約を締結する必要があると認めるときは、この限りでない。

#### 第10 下請負等の禁止

- 1 入札参加資格停止業者は、市の契約の全部又は一部の下請負人となることができない。ただし、当該契約の目的及び内容から入札参加資格停止業者を下請負人とする必要があると認められるときは、この限りでない。
- 2 第7から第9まで及び前項の規定は、入札参加資格停止業者を組合員等として含む事業協同組合等について準用する。

#### 第11 契約の解約又は解除

市長は、契約の相手方が入札参加資格停止措置を受けたときは、当該契約の解約又は解除ができるように契約条項を整備するものとする。

#### 第12 外郭団体等への指導

市長は、第4の規定により入札参加資格停止措置を行ったときは、外郭団体、町田市民病院及び市の公の施設を管理する指定管理者に対して、同様の措置を行うよう指導するものとする。

#### 第13 不当要求行為等を受けた場合の措置

- 1 市の契約の相手方及び下請負人は、当該契約又は下請負契約を履行するに当たり暴力団員等から工事妨害その他の不当介入又は下請け参入その他の不当要求（以下これらを「不当介入」という。）を受けたときは、次に掲げる事項を速やかに行わなければならない。
  - (1) 当該契約を所管する課長に報告を行うこと。
  - (2) 警察に届け出ること。
- 2 課長は、契約の相手方又は下請負人が前項の不当介入を受けたことにより、当該契約の履行が遅れるおそれがある場合において、当該契約の相手方又は下請負人が前項に規定する報告及び届出を適切に行ったときは、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じることができる。

#### 第14 関係機関との連携

市長は、この要綱の運用に当たっては、警察その他の関係機関との連携を緊密に行うものとする。

## 第15 入札参加資格停止措置の公表

- 1 市長は、第4第2項の規定により入札参加資格停止措置を行ったときは、当該入札参加資格停止業者の商号又は名称、入札参加資格停止措置の理由、入札参加資格停止期間等を公表するものとする。ただし、町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）の趣旨又は目的に照らし、公表することが適切でない情報は除く。
- 2 前項の規定は、第5第2項に規定する入札参加資格停止措置の解除について準用する。

## 第16 補則

この要綱に定めるもののほか、市の契約における暴力団排除措置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、2009年12月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、2010年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、2017年1月1日から適用する。

## 別表（第3、第4関係）

措置要件	期間
(1) 業者である個人又は法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員等が有資格業者の経営に実質的に関与しているとき。	入札参加資格停止措置の決定をした日から24か月間。ただし、当該期間の経過後も措置要件が解消されないときは、当該措置要件が解消されたとき
(2) 業者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に	

与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

でとする。

(3) 業者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、業者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

(5) 業者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。

(6) 業者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、第6第1項の勧告を受けた日から1年以内に再度勧告に相当する行為があったとき。